

---

---

日本図書館文化史研究会

ニューズレター

第 106 号 2008 年 11 月 1 日

日本図書館文化史研究会

<http://wwwsoc.nii.ac.jp/jalih/index.html>

〒101-8301 千代田区神田駿河台 1-1

明治大学司書・司書教諭課程

郵便振替口座 00170-5-164973

(事務局)

小黒浩司

---

■■ 目 次 ■■

日本図書館文化史研究会 2008 年度研究集会無事終了	2
『予稿集』頒布のお知らせ	
大学において履修すべき図書館に関する科目についての要望書を文部科学大臣等に提出	3
「大学において履修すべき図書館の科目」についての要望	
「図書館法改正に基づく司書養成科目の省令科目について」についての見解	
日本図書館文化史研究会 2008 年度第 2 回例会のご案内	8
講演・個人発表要旨	9
日本図書館文化史研究会規約	12
『図書館文化史研究』25 号が発行されました	15
スウェーデン王立図書館訪問記(楊 韜)	16
運営委員会通信	17
事務局だより	18
会費納入のお願い	
会員動向	
日本図書館文化史研究会 2008 年度第 3 回例会のご案内	

日本図書館文化史研究会

2008 年度研究集会・総会無事終了

日本図書館文化史研究会 2008 年度研究集会・総会は、9 月 14・15 日の両日、工学院大学・新宿キャンパス 28 階第 1 会議室を会場に開催されました。今回の研究集会・総会の参加者は 50 名（うち非会員 15 名）でした。

今回の研究集会では、前年度同様、会員総会を第 1 日目に実施しました。総会は、高橋和子氏を議長に選出し、予定を変更して、最初に「大学において履修すべき図書館に関する科目」に関する要望書について、審議を行ないました。この件については、3～7 ページをご覧ください。次いで 2007 年度の活動・決算が報告され、承認されました。また 25 周年記念事業・同寄附金募集の決算が報告され、承認されました。剰余金の使途については、今後運営委員会で検討することになりました。総会は、特別講演開始時間の関係から、ここでいったん中断し、審議未了の案件は、2 日目の個人発表終了後に審議することになりました。

午後 2 時から、特別講演が催されました。阪田代表の開会挨拶に続き、竹内愼氏、阪田蓉子代表が講演を行いました。講演の要旨は、9 ページをご覧ください。また、この講演の様子は、『図書館文化史研究』第 26 号に掲載予定です。

特別講演終了後は、会場を新宿モノリスビルのレストラン「アクイラ ニグラ」に移し、懇親会が開催されました。懇親会参加者は 23 名でした。懇親会は、小川徹名誉会員の乾杯で開宴し、イタリア料理に舌鼓を打ちながら、交流を深めました。

第 2 日は、個人発表 4 件が行なわれました。個人発表の司会は、泉山靖人氏と三浦太郎氏が担当しました。各発表の要旨は、10～11 ページをご覧ください。

個人発表終了後、会員総会を再開し、前日審議できなかった案件を審議し、2008 年度予算案と「日本図書館文化史研究会規約」一部改正案が了承されました。改正された規約は、12～14 ページをご覧ください。会員総会終了後、運営委員会が行われました。運営委員会の議事要旨は 17 ページに掲載しました。

終わりにになりましたが、このたびの研究集会・総会の開催に際しお世話になりました石川敬史氏に、心よりお礼申し上げます。

(事務局 小黒記)

『予稿集』頒布のお知らせ

今回の研究集会・総会の『予稿集』を、実費（950 円）で頒布します（A4 版・本文 88 ページ）

郵送ご希望の方は、送料（390 円）を加えた、合計 1,340 円をそえて（郵券可）、送り先の郵便番号・住所・お名前を明記して、事務局までお申し込みください。

## 大学において履修すべき図書館に関する科目 についての要望書を文部科学大臣等に提出

文部科学省生涯学習政策局に設けられた「これからの図書館の在り方検討協力者会議」（以下協力者会議）では、大学において履修すべき図書館に関する科目の検討を進めており、7月、その試案が明らかになりました（葉袋秀樹「これからの図書館の在り方検討協力者会議における「大学において履修すべき図書館に関する科目」に関する検討状況」『図書館雑誌』Vol.102, No.9, p.650-653.）。また日本図書館協会は、6月、司書養成の省令科目についての提案「図書館法改正に基づく司書養成の省令科目について」をまとめ、文部科学大臣に提出しました（「日図協、司書養成の省令科目について提起」『図書館雑誌』Vol.102, No.8, p.503-504. 要望書全文は、<http://www.jla.or.jp/kenkai/20080613.pdf>。

この両案に共通するのは、現行の司書講習科目に選択科目として存在する「図書及び図書館史」に相当する科目がないことです。運営委員会では、この事態への対応について電子メールによって断続的に協議を行い、「図書及び図書館史」に相当する科目の設定を求める要望書を、文部科学大臣などへ提出する必要がある。またその場合、9月14日の会員総会で要望書を採択し、翌週の全国図書館大会で広く館界にアピールすることが望ましいとの結論に達しました。

これは、1990年頃の司書講習科目見直しの際の議論でも、一時図書館史が科目案から欠落し、これに対して本研究会（当時は図書館史研究会）が、「図書及び図書館史」の復活を求めて、文部大臣（当時）に対する要望書提出などの運動を展開したこと。こうした取り組みの結果、1996年制定の司書講習科目に、「図書及び図書館史」が選択科目として残されたという経過によるものです。

運営委員会は、引き続き電子メールによって要望書の案文の検討を進め、9月1日に臨時運営委員会を開催し、要望書の最終原案を策定しました。そして14日の会員総会に、この要望書案を緊急上程しました。

会員総会では、臨時研究例会を開催し、この問題について十分な議論を行うべきであるなどのご意見を頂戴しました。運営委員会でも、同様に慎重な対応を求める声がありました。もっともなご意見であると思います。

しかしながら、文部科学省は協力者会議での検討を踏まえ、今年度内の省令科目制定を目指しており、大変残念ながら、議論の時間が限られています。18・19日の全国図書館大会は、公の席上で、研究会の見解を示す絶好の（あるいは最初で最後の）機会であり、この機を逃すことは、「図書及び図書館史」廃止を黙許するに等しいと思われます。

会員総会では、上述のような経緯・事情を、最終的にはご理解いただき、要望書案はそのまま確認されました。15日の運営委員会では、要望書の配布などについて最終的な検討を行い、翌16日、事務局から文部科学大臣をはじめ、協力者会議、日本図書館協会理事長など、関係各方面に要望書を発送しました。

さらに、全国図書館大会、ならびに大会前日の司書講習開催校連絡会議で、

阪田代表が関係各位に要望書を手渡しし、説明しました。また阪田代表は、第10分科会（図書館学教育）に参加し、同分科会の出席者にも要望書を配布しました。

今回の協力者会議などの科目案、あるいはそれに対する研究会の要望書につきまして、会員の皆さまのご意見・ご要望などを、事務局までお寄せください。

2008年9月14日

文部科学大臣  
鈴木 恒夫殿

日本図書館文化史研究会  
代表 阪田 蓉子

### 「大学において履修すべき図書館の科目」についての要望

日ごろは、図書館の発展のために種々ご尽力いただき、ありがとうございます。私ども日本図書館文化史研究会は、図書館やメディアの歴史を研究する図書館職員や研究者の団体で、昨年創立25年を迎えたところです。

さて、今般の図書館法の改正等を受け、文部科学省生涯学習政策局に設置された「これからの図書館の在り方検討協力者会議」では、「大学において履修すべき図書館に関する科目」の検討が進みつつあると聞き及んでおります。そこで協力者会議の試案に基づき、その科目と在り方につきまして、本研究会としての要望等を以下に申し述べますので、ご配慮方、よろしくお願い申し上げます。

現行の司書講習科目は、理論的な学習が不十分であり、大学の教育科目としてはふさわしくないという批判があります。これに対して今回の協力者会議試案では、図書館概論、図書館資料論、図書館サービス論の各科目内容において、それぞれに歴史的な観点からの学習項目が設けられました。

これは、図書館の専門的職員の基礎知識の一分野として、図書館の歴史を学ぶことが大切であるという協力者会議の認識を示すものと思料します。私どもは、この協力者会議の見識に心からの尊敬と賛同の意を表したいと思料します。

しかしながら、個別科目中の数時間で教える「歴史」が、現在に通じる歴史となり、図書館情報学の発展に寄与する歴史となり得るかどうかを、やはり問わざるを得ないと思料します。図書館の意義や必要性を深く理解し、図書館全体を捉える視点を持つためには、業務分野別の歴史だけでなく、図書館サービス全体の歴史を総合的・系統的に学ぶ科目を設ける必要があると考えます。図書館サービスは、全体を歴史的にみることによってはじめて、その存在意義を正しく評価することができるものです。

次に現行の司書講習科目では、図書館資料論、専門資料論、資料特論の3科

目が設定されていますが、協力者会議試案では図書館資料論のみの設定となりました。一方、図書館で取り扱うメディアの多種・多様化は著しいものがあります。このため、図書館資料論の学習項目として「資料と媒体の歴史」が挙げられていますが、図書館資料論で扱う内容が過密となり、その学習に十分な時間を割くことができない可能性があります。

図書館の資料は貴重な文化財であり、その特質等の理解が不可欠です。ところが近年、その資料を消費財として捉える傾向が強くなっています。資料の歴史的科学的検証の軽視は、その傾向を助長する危険性があります。

図書館史や書誌学を軽んずることは、図書館と図書館情報学の将来を危うくするおそれがあります。現今の図書館情報学の専門誌に掲載される原著論文には、歴史的研究が少なくありません。さらに研究を集大成した図書、博士論文になると、歴史研究が大半を占めています。図書館史研究は、図書館情報学の一つの核となっています。大学における教育科目の場合、ある程度の学術性が問われることとなります。

発足当時 50 名足らずであった本研究会の会員数は、近年では年 10 名程度の新入会があり、25 年を経た現在 200 名を数えるに至りました。歴史的な視点に立って図書館の原理・原論を追求する研究者は、確実に増加しつつあります。

確かに現代の図書館の運営で、コンピュータに関する知識や技術が必要であることは間違いありません。しかしインターネットの仕組みやホームページの作成などは、新時代の大学における新たなリベラルアーツとして、すべての学生が学ぶ必要があるとは思いますが、それを図書館職員養成の基礎的な科目に限定して位置付けることが適切であるかについては、慎重に検討しなければならないと思います。

協力者会議試案のような図書館情報技術演習では、各大学の基礎教養科目に埋没する可能性があります。これは大学における司書課程の地位低下に直結し、延いては図書館情報学のアイデンティティと専門職制度の確立の妨げになることが懸念されます。図書館やメディアの発達を総合的に学習する科目を、司書資格取得のための基礎科目として設定する必要があるのではないかと、私どもは考えます。

あるいは、必修科目として「図書館特論」を設けるのではなく、現在の司書講習科目と同様に選択科目制を採用して、そこに図書館やメディアの歴史に関する科目を設定するのも一案ではないかと思えます。必修科目として「図書館特論」を設けた場合、これを各大学が硬直的に捉えることが危惧されます。選択必修制度を維持して、歴史に関する科目のほか、図書館実習、ゼミナール等、発展的に学習することが望ましい科目名を明示し、各大学がその建学の精神等に応じて適切な科目を複数設置し、受講者がその興味・関心に応じて選択できるよう導くことが妥当と思われま

この度の協力者会議試案を拝見しますと、大学において履修すべき図書館の科目について、相当な議論を積み重ねていることが理解されます。私どもは協力者会議が目指すところであろう方向性をおおむね支持し、それを補強する立場で若干の意見を申し上げた次第です。重ねて私どもの要望等に対するご配慮

をお願いします。

2008年9月14日

日本図書館協会理事長  
塩見 昇殿

日本図書館文化史研究会  
代表 阪田 蓉子

### 「図書館法改正に基づく司書養成科目の省令科目について」についての見解

日ごろは、図書館の発展のために種々ご尽力いただき、ありがとうございます。

さて、日本図書館協会は、去る6月13日付で文部科学大臣に対して「図書館法改正に基づく司書養成科目の省令科目について」と題する提起をされました。私ども日本図書館文化史研究会では、この文書について以下のような見解をまとめましたので、お伝え申し上げます。

現在の司書講習科目には、選択科目として「図書及び図書館史」という科目が設定されています。ところが今回の協会案では、こうした歴史を学ぶ科目は設けられていません。はなはだ遺憾なことと考えます。

1990年頃の司書講習科目見直しの際の議論でも、一時図書館史が科目案から欠落していました。これに対して私ども（当時は図書館史研究会）は、「図書及び図書館史」の復活を求めて、文部大臣（当時）に対する要望書提出などの運動を展開しました（文部大臣宛要望書は『図書館年鑑』1992年版に掲載）。

司書養成上での歴史教育の重要性は次第に広く認識され、1991年の徳島県で開催された全国図書館大会では、「司書講習科目（新カリキュラム案）についての要望」が決議されました。このような経緯を経て、1996年制定の司書講習科目で、選択科目として残されたのです。

今回の協会案は、こうした現行司書講習科目制定の経過が十分に顧慮されていないものといわざるを得ません。全国図書館大会での決議を踏みにじるものでもあり、大変残念に思います。

ご承知のように、「これからの図書館の在り方検討協力者会議」で、「大学において履修すべき図書館に関する科目」の試案が作成されました。その試案では、図書館概論、図書館資料論、図書館サービス論の各科目内容において、それぞれに歴史的な観点からの学習項目が設けられました。さらに、図書館特論の科目内容の第一の例に、「図書及び図書館の歴史」が示されました。

これは、現行の司書講習科目は理論的な学習が不十分であり、大学の教育科目としてはふさわしくないという批判があることを考慮した結果と思われる。また、図書館の専門的職員の基礎知識の一分野として、図書館の歴史を学ぶことが大切であるという協力者会議の認識を示すものといえます。

もちろん、個別科目中の数時間で教える「歴史」では不十分です。図書館の意義や必要性を深く理解し、図書館全体を捉える視点を持つためには、業務分野別の歴史だけでなく、図書館サービス全体の歴史を総合的・系統的に学ぶ科

目を設ける必要があると考えます。図書館サービスは、全体を歴史的にみることによって始めて、その存在意義を正しく評価することができるものです。しかしながら、歴史を学ぶことの重要性になんらの配慮を示していない協会案に比べて、格段にすぐれた案といえます。

司書講習科目の場合は、ある程度実用性が重視されるのは当然と思われませんが、大学における教育科目の場合、どうしても学術性を問われることとなります。理論・原論不在のカリキュラムでは、大学教育のなかで確固たる地位を確保するのは難しいと思います。

現今の図書館情報学の専門誌に掲載される原著論文には、歴史的研究が少なくありません。さらに研究を集大成した図書、博士論文になると、歴史研究が大半を占めています。図書館史研究は、図書館情報学の一つの核となっています。歴史を無視・軽視した内容で、司書養成課程の独自性を維持することができるのでしょうか。

確かに現代の図書館の運営で、コンピュータに関する知識や技術が必要であることは間違いありません。しかしネットワークや情報機器に関する技術や知識などは、大学の初年次教育の内容と重なります。このような科目を図書館職員養成の「基礎科目」として設定すると、各大学の基礎教養科目に埋没するおそれがあります。図書館やメディアの発達を総合的に学習する科目を、司書資格取得のための基礎科目として設定する必要があるのではないかと、私どもは考えます。

大学における司書課程の地位低下につながるような養成科目の設定は、図書館情報学のアイデンティティと専門職制度の確立の妨げになります。協会が実施上の留意点として主張する、司書課程専任教員の複数配置も、大学当局に理解されないと思います。

あるいは、必修科目として「図書館特論」を設けるのではなく、現在の司書講習科目と同様の選択科目制を採用して、そこに図書館やメディアの歴史に関する科目を設定するのも一案ではないかと思えます。協会案では特設科目として「図書館特論」が設定されていますが、この案では、効率的な経営を目指す各大学から不要な科目とみなされる可能性が大きいと思われまます。選択必修制度を維持して、歴史に関する科目のほか、図書館実習など、発展的に学習することが望ましい科目名を具体的に明示し、各大学が適切な科目を複数設置し、受講者がその興味・関心に応じて選択できるよう導くことが妥当と思われまます。

以上、日本図書館協会が文部科学大臣に提起しました「図書館法改正に基づく司書養成科目の省令科目について」に関して、私ども日本図書館文化史研究会としての見解を申し述べました。私どもの見解をもふまえて、大学における司書養成科目、あるいは司書講習科目について、さらに検討を加えることを要望します。

- 2008年度研究集会・総会『予稿集』の75～88ページに、1991年から95年にかけての、『ニューズレター』誌上に見られる本研究会の取り組みを、

資料として掲載しましたので、参考にしてください。



日本図書館文化史研究会

2008 年度第 2 回研究例会のご案内

2008 年度第 2 回の研究例会を、下記のように開催します。

今回の例会は、本年 8 月に逝去された鬼頭梓氏を偲んで、藤原孝一氏に鬼頭氏の作品をご紹介いただき、日本の図書館建築の歴史を学ぶ、特別企画としました。是非ともご参加ください。なお、第 3 回研究例会を開催する函館市中央図書館は、鬼頭氏の遺作でもあります（第 3 回例会のご案内は、18 ページに掲載しました）。

研究例会・運営委員会終了後、会場近辺で懇親会の開催を予定しています。あわせてのご参加を期待します。

記

- 日 時 12 月 20 日（土） 14 時～16 時
- 場 所 明治大学 アカデミーコモン 8 階 司書・司書教諭課程室  
<http://www.meiji.ac.jp/campus/suruga.html>  
※ アカデミーコモンの位置、交通等は 14 ページ掲載の地図をご参照ください。
- 参加費 無料
- 申込方法 参加ご希望の方は、本研究会事務局まで、郵便、ファックス、または電子メールでお申込ください。
- 申込締切 12 月 13 日（必着） でお申し込みします。

- 報告者  
藤原 孝一（藤原建築アトリエ）

- 報告題名  
恩師 鬼頭梓の図書館

- 報告要旨  
私が偶然に前川国男事務所に勤めていた鬼頭さんに出会って、今年 8 月 20 日亡くなられるまで 45 年近くが過ぎました。この間、多くの図書館の設計に恵まれましたが、図書館とその建築は大きく変わってきています。それに対して鬼頭さんは何を思いどう設計したのか、鬼頭事務所の作品をとおして見てゆきます。

非常に短い時間ですが、私の思っている建築家としての鬼頭梓をお伝えします。

## 講演・発表要旨

### 第1日 特別講演

講演① 14:00-15:30

竹内 愨

○ 講演題名

「21世紀の図書館協力と本の道」—IFLA ソウル大会に因んで—

○ 講演要旨

大会のプレ・コンフェレンスにおいて、①図書館の相互協力の基礎には、異文化間の敬意に基づく相互理解があるべきこと、②そのため東アジアにおける「本の道」について比較研究が必要なこと、③比較に先行する地域研究の一端として、日本への本の道（江戸時代まで）を概観、中国・朝鮮からの影響の大きさを述べた。本日はその後の多少の発展を含めて大まかな私見を申し上げる。

①江戸時代以前の本の道は、それぞれの学統に沿い、他の分野とはつながらない。②17世紀後半、儒教の講学を批判し、新しい研究方法が提唱された。それが他の学問に影響を与え、本の道が枝分かれをし、その結節点にコレクションが成立したと見られる。その基礎に「よく書を読む者」という人間観があり、蔵書公開につながるが、思想の自由のない時代の公開は危険であった。

講演② 15:45-17:00

阪田 蓉子

○ 講演題名

本間一夫と日本点字図書館講演要旨

○ 講演要旨

日本点字図書館の創立者である本間一夫氏がこの図書館設立に際して目指した活動を、彼の生涯と開館後の図書館の活動と歴史に照らして、検証した。

殊に、筆写の関心事である図書館におけるボランティアの養成に関連して、先進的にボランティア活動を推進してきた本間氏のボランティア採用の動機を探り、図書館におけるボランティア活動について考える一助とした。

本間氏のその信念溢れる人柄は、多くの友人、知人を彼の周辺に集め、彼と彼の活動を支えていた。たとえば後藤静香は、日本盲人図書館（日本点字図書館の前身）の開設に際し、ボランティア活用のアイデアを提供し、自らボランティアの養成に力を注いだ。

本間のほか先輩の岩橋武夫（日本ライトハウス創設者）など、当時の社会福祉運動の中核には日本のキリスト教界の人々が存在したことを確認した。

## 第2日 個人発表

### 発表①

#### 古波蔵 剛

○ 発表題名

琉米文化会館の二重構造

○ 発表要旨

琉米文化会館は米軍占領下沖縄に米軍政府によって奄美を含め当時の拠点地区6箇所に設置された社会教育施設である。沖縄住民に広く開放、利用された。その主な活動は図書館活動であった。設置者は米軍であったが、サービスを提供していたのは全員が沖縄人スタッフらであった。これが、「琉米文化会館の二重構造」である。米軍のこの会館の設置目的を当時の米軍資料により確認した。また、元スタッフらの聞き取りからこの会館の20年に亘る活動の様子を説明した。最後に元沖縄人スタッフらのこの会館に対する評価を紹介した。

### 発表②

#### 米井勝一郎（愛知県立大学学術情報センター）

○ 発表題名

青年図書館員聯盟の図書館革新運動と『ファシスト的公共性』: 楠田五郎太の「動く図書館」を中心に

○ 発表要旨

青年図書館員聯盟が活動した時期は、第一次大戦の衝撃から、総力戦に堪える社会体制の構築が国家の手で進められていた頃であり、一方、その過程と並行して、国民全てに開かれた公共圏が成立する。青聯による図書館革新運動に関わる言説もこうした歴史的な文脈の中にあり、図書館の大衆化を指向する彼等の言説は、図書館を国民的公共圏のメディアとして位置付けようとするものであった。この青聯の中でも、館外サービスを積極的に推進した楠田五郎太は、こうした運動にひととき熱心な人物であった。しかし、国民大衆の主体性までも動員する総力戦体制において、図書館の大衆化を指向する図書館人の善意は、総力戦体制下の公共圏＝ファシスト的公共圏（佐藤卓己「ファシスト的公共性：公共性の非自由主義モデル」）を介して、来るべき戦争を支える回路へと接合されてしまう。図書館を大衆のものにしたいとの真摯な思いは、総力戦体制を支えるものとなったのであった。

### 発表③ 13:00-14:00

#### 岡野 裕行（相模女子大学非常勤）

○ 発表題名

スロベニア共和国「国立大学図書館」の建築について—ヨージェ・プレチュニクの遺したもの—

○ 発表要旨

スロベニア共和国の国立図書館は「国立大学図書館」の名称で活動を行っており、同国最大規模の国立図書館であると同時に、首都リュブリャナ市に位置するリュブリャナ大学の附属図書館の機能を兼ね備えたものとなっている。同館の建築設計は、中欧地域に数多くの作品を遺したスロベニアを代表する建築家であるヨージェ・プレチュニック (Jože Plečnik、1872- 1957 年) が手がけたものとして有名である。同館の階段には大理石が用いられ、全体が宮殿をイメージした厳かな建築となっているなど、その評価は極めて高いものとなっている。1941 年から活動を開始した同館は、プレチュニックの名声とその建築の特異さゆえにリュブリャナ市へ多くの観光客を呼び込んでおり、スロベニア語やスロベニア文学を強くアピールする場として機能している。

発表④

藤野 寛之 (聖トマス大学)

○ 発表題名

ブリティッシュ・ライブラリーの起源：国立中央図書館の役割とその意義

○ 発表要旨

ブリティッシュ・ライブラリーに編入され、その役割を終えた国立中央図書館を図書館史の中で意味づける必要はどこにあるのだろうか。第一はこの図書館が「国立の図書館」に押し上げられた点であり、それを左右した報告書が『アダムズ報告』と『ケニヨン報告』であった。特に『ケニヨン報告』では「この図書館を国家的なシステムの中心に位置付ける」ことが勧告された。第二は「外郭図書館」を組織した点であった。国立科学技術貸出図書館も後に「外郭図書館」を組織したが、国立中央図書館の試みはその先がけとなるものであった。第三はこの図書館を中心に地域図書館の組織化を目指した点にあった。その一方で、こうした協力網の形成には問題点が内在することもこの試みは示していた。国立中央図書館の歴史からこのような教訓が学びとれる。

研究例会発表募集のお知らせ

本研究会では、毎年度 3 回 (6 月頃、12 月頃、3 月頃) に研究例会を実施しています。研究例会での発表を希望される方は、次の各項を明記して、事務局までお申し込みください。

- 氏名 (所属)
- 連絡先 (住所、電話、メールアドレス等)
- 発表題目
- 発表要旨 (200 字程度)
- 発表時間 (通常質疑応答を含め 1 件 1 時間程度)
- 発表希望場所 (例：関東、関西)

## 日本図書館文化史研究会規約

○ 下線部分が、今回改正部分です。

### 第1章 総 則

第1条 本会は、日本図書館文化史研究会（Japan Association of Library and Information History）と称する。

第2条 本会の事務所を東京都千代田区神田駿河台1丁目1番明治大学司書・司書課程におく。

### 第2章 目的および事業

第3条 本会は、図書館文化史とそれに関連する諸部門に関する研究およびその研究者相互の協力を促進するとともに、外国の関係学会との連絡を図ることを目的とする。

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 研究者の連絡および協力促進
- 2 研究会および講演会の開催
- 3 機関誌、その他図書等の刊行
- 4 「ニューズレター」の定期的発行
- 5 外国の関係学会との連絡および協力
- 6 前各号のほか、運営委員会において適当と認めた事業

### 第3章 会 員

第5条 本会の会員となることができる者は、次の各号に定める資格を有する者で、運営委員会の承認を得た者とする。

- 1 大学等の教育研究機関において図書館文化史に関連する分野を専攻する者またはこの分野に関心をもつ研究者
- 2 図書館実務に携わり、図書館文化史に関連する分野に深い関心を抱く者
- 3 前2号のほか、図書館文化史に関心をもつ市民で、運営委員会が会員としてふさわしいと認めた者

第6条 会員となろうとする者は、本会事務所あてその意思を証する書面を提出しなければならない。

第7条 本会に、名誉会員をおくことができる。名誉会員は、運営委員会の推薦にもとづき、総会において決定する。

第8条 会員は、名誉会員を除き、総会の定めるところにより、会費を納めなければならない。

- 2 会費は年 3,000 円とする。

第8条の2 本研究会の目的および事業に賛同する組織、団体は、賛助会員となることができる。賛助会員は、運営委員会が推薦し、総会の承認を得るものとする。

2 賛助会員の会費は、年会費として一口 3,000 円とする。

3 賛助会員は代表者を指定し、代表者は、本研究会の運営につき、5 条に定める会員と同等の権利を行使できる。

第 9 条 会員（賛助会員を含む）は、本会の機関誌、ニューズレターの無料配布を受ける。

第 10 条 会員は、次の場合には、退会したものとする。

1 本人が退会を届け出たとき

2 会費を連続 2 年間滞納し、会員にとどまる意思が明確でないと運営委員会が判断したとき

3 本条は、賛助会員に準用する。

#### 第 4 章 機 関

第 11 条 本会に次の役員をおく。

1 代 表 1 名

2 運営委員 15 名以内

3 監 事 2 名

4 事務局長 1 名

5 編集委員 若干名

第 12 条 運営委員および監事は、総会において選任する。

2 代表は、運営委員会において選任し、総会の承認を得る。

3 事務局長および編集委員は、運営委員会において互選する。

第 13 条 前条の役員の任期は、原則として、総会により選任、承認された翌年の 4 月 1 日から満 3 年とする。

2 補欠の役員の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。

3 役員は、再任されることができる。

第 14 条 代表は、本会を代表する。

2 代表が故障のある場合には、代表の意向を尊重し、運営委員会において代表代行を選任する。

第 15 条 運営委員は、運営委員会を構成し、会務を執行する。

2 運営委員会は、事務局長に日常的会務の執行を委任するものとする。

3 事務局長は、円滑な会務遂行のために、事務局次長 1 名を委嘱することができる。

第 16 条 監事は、会計および会務執行の状況を監査する。

2 会計年度は、4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日とする。

第 17 条 運営委員会は、毎年 1 回、通常総会を招集しなければならない。

2 運営委員会は、必要があると認めるときは、いつでも臨時総会を招集することができる。

3 会員総数の 5 分の 1 以上の会員が、会議の目的を明示して請求したときは、運営委員会は臨時総会を招集しなければならない。

#### 第 5 章 規約の変更および解散

第 18 条 本規約の変更には、総会の議決を必要とする。

第 19 条 本会の解散は、運営委員会または総会員の 5 分の 1 以上の提案にもとづき、総会出席会員の 3 分の 2 以上の賛成を得なければ、これを行うことができない。

付 則

- 1 本規約は、1995 年 9 月 10 日より施行する。
- 2 1995 年度総会するとき、図書館史研究会の会員である者は、本規約の発効とともに、日本図書館文化史研究会の会員となる。
- 3 1995 年度総会において、選任、承認された役員の任期は、1995 年 9 月 10 日から 1998 年 3 月 31 日までとする。

付 則 (2003 年 9 月 21 日)

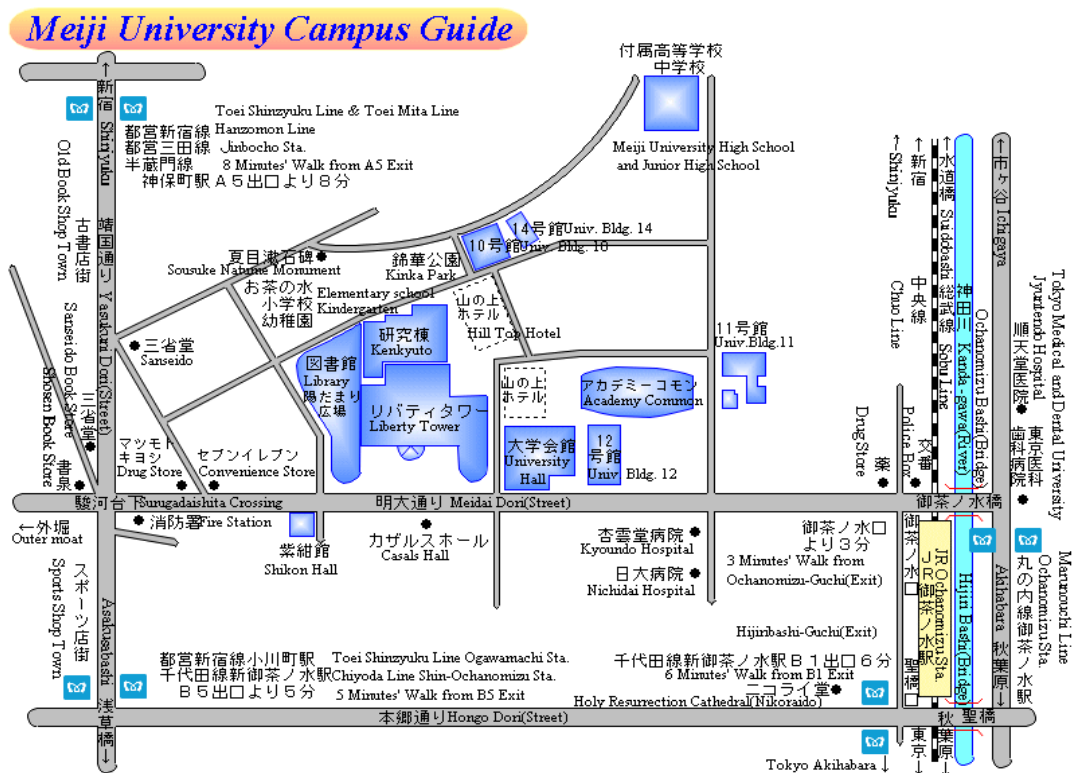
- 1 本規約は、2003 年 9 月 21 日より施行する。

付 則 (2006 年 9 月 10 日)

- 1 本規約は、2006 年 9 月 10 日より施行する。

付 則 (2008 年 9 月 14 日)

- 1 本規約は、2008 年 9 月 14 日より施行する。



## 『図書館文化史研究』25号が発行されました

機関誌『図書館文化史研究』第25号が刊行されました（127ページ、本体価格2,200円）。目次は以下のとおりです。

会員の皆さまには、9月初旬に発送済みです。未着の方は、至急事務局までご連絡ください。

なお、25号表紙の松崎博子氏分タイトルに下線のような誤植がありました。お詫びして訂正します。

誤： ケース：ウェスタン・リザーブ大学ライブラリー・スクールの歴史  
1904-52年

正： ウェスタン・リザーブ大学ライブラリー・スクールの歴史 1904-52年

### 『図書館文化史研究』25号目次

#### ○ 特別講演

日本古代の図書館を考える：奈良時代寺院における経典保存利用をめぐって

小川 徹

図書館文化史と図書文化史

岩猿 敏生

図書館の歴史と現在

河井 弘志

#### ○ 研究ノート

ウェスタン・リザーブ大学ライブラリー・スクールの歴史 1904-52年

松崎 博子

#### ○ 書評

『ケンブリッジ・イギリス・アイルランド図書館史』

藤野 寛之

『日本図書館史概説』

石山 洋

#### ○ 資料紹介

金森徳次郎著作目録（戦前編）1910-1945

霜村 光寿

### 『ニューズレター』原稿募集のお知らせ

ニューズレターの原稿を常時受け付けています。

今後ニューズレターでは、図書館文化史研究に関わる文献・情報を速報して行きたいと思えます。会員・非会員を問わず、関連業績などを事務局までご連絡ください。皆さまのご協力をお願いします。



## スウェーデン王立図書館訪問記

楊 韜 (名古屋大学大学院)

2008年7月下旬、スウェーデンに訪れる機会がありました。首都ストックホルムでは王宮や美術館などを一通り見学した後、スウェーデン人の知り合いに連れてもらって、王立図書館へ行きました。

スウェーデン王立図書館は、ストックホルム中心部のフムレ公園の中にあります。公園の芝生では、たくさんの人が日光浴を楽しんでいます。北欧の冬は長く暗いためか、強い日差しが降り注ぐ七月は当地の人々にとって貴重な季節のようです。王立図書館は、思ったより小さい黄色な建物ですが、一階ロビーへ入ると高い天井があって、広々な空間が目の前に現れます。日本の国立国会図書館と同じように、カバンなどをロッカーに預けて(無料)、筆記用具などを大きな透明ビニル袋へ入れて、中へ入ります。日本と同様、図書館の中では、閲覧室や書庫(一部開架式)、利用者相談コーナー、展示室などがあります。受付の職員に図書館の利用方法及び歴史などを尋ねると、綺麗な英語でとても親切に説明してくれました。しかも、アジア人見学者の来訪に対して、大変喜んでくれました。

スウェーデン王立図書館は、スウェーデン国内出版物の全てを所蔵しているほか、北欧諸国の出版物も数多く収集・保存しています。また、デザインに関する資料も多く所蔵しています。筆者が訪れた7月下旬、図書館の展示室ではノーベル文学賞受賞者のスウェーデン人女性作家セルマ・ラーゲルレーヴ(1858-1940)の記念展示は行っていました。日本でも有名な『ニルスの不思議な旅』は、今でもスウェーデン国民から絶大な人気を得ています。スウェーデンの紙幣の中で、20 クローナ札にはラーゲルレーヴの肖像とガチョウに乗るニルスが載せています。

スウェーデン王立図書館はスウェーデン全国の図書館を管轄している中央機構でもあります。しかし全ての人に対して開放している王立図書館は、スウェーデン国民だけでなく、世界各国からの利用者にも親しんでいる。

<付記>ここでは、筆者個人の体験のみを記します。スウェーデン王立図書館近年の取り組みについて、廣瀬信己氏による詳細な紹介があります(『国立国会図書館月報』490号)、ご関心のある方は、そちらにご参照下さい。

### 『図書館文化史研究』第26号原稿募集のお知らせ

機関誌『図書館文化史研究』第26号の原稿を募集中です。

原稿の締切は2008年12月末日です。ふるってご投稿ください。

なお、この件に関するお問い合わせ、ならびに原稿の送付先は別記事務局までお願いします

## 運営委員会通信

### ■■ 次回運営委員会について ■■

次回運営委員会を、下記のように開催します。本研究会の運営に興味・関心のある方は、是非ともご参加ください。

当日ご都合の悪い方は、別記事務局まで郵便、ファックス、または電子メールで、ご意見、ご希望等をお寄せいただければ、運営委員会で検討いたします。

### 記

- 日 時 12月20日(土) 16時～17時30分
- 場 所 明治大学
- 内 容
  1. 2008年度第3回研究例会について
  2. 2008年度研究集会・総会について
  3. 『図書館文化史研究』投稿規定・執筆要領の見直し等について

ほか

### ■■ 前回運営委員会の報告 ■■

実施日：2008年9月15日

場所：工学院大学

以下のような事項について、協議しました。

1. 2008年度研究集会・総会について
2. 文部科学大臣、日本図書館協会への「要望書」について
3. 「日本図書館文化史研究会規約の改正」について
4. 2008年度第2回研究例会について
5. 2008年度第3回例会について
6. 『図書館文化史研究』投稿規定・執筆要領の見直し等について
7. 『図書館人物伝』について
8. 転載許可の件
9. 『図書館文化史研究』第25号について
10. 『ニューズレター』第105号について
11. 『ニューズレター』第106号について
12. 2009年度研究集会・総会について
13. 会員動向

ほか

## 事務局だより

### ■■ 会費納入のお願い ■■

2008年度会費をまだ納入されていない方には、封筒に「会費振替用紙在中」の朱印を捺し、振替用紙と会費納入のお願いの文書を同封しました。至急ご送金ください。

### ■■ 住所変更等のご連絡をお願いします ■■

研究会からの刊行物の送り先などについて変更が生じた場合、早めに事務局までご連絡ください。

### ■■ 会員動向 ■■

#### 新入会

どんかい 呑海 きおり 沙織 (筑波大学大学院図書館情報メディア研究科)

しばの 柴野 ひろき 浩樹 (成城大学図書館)

研究分野： 古典古代（古代ギリシア・ローマ）における文書管理の検討、明治・大正期日本における西欧思想の摂取に関する書誌学的検討

### 日本図書館文化史研究会 2008年度第3回研究例会のご案内

2008年度第3回研究例会を、函館市中央図書館のご協力をいただき、おおむね下記のように実施することになりました。例会内容などの詳細につきましては、決定次第研究会のウェブサイトに掲載します。また『ニューズレター』次号でご案内申し上げます。

第3回例会での発表を希望される方は、お早めに事務局までお申し込みください。北海道在住の方、もしくは北海道の図書館の歴史に関する発表を優先して受け付けます。

- 開催日程： 2009年3月20日（金・祝）・21日（土）
- 開催場所： 函館市中央図書館（北海道函館市五稜郭町26番1号）  
<http://www.lib-hkd.jp/>
- オプションツアー： 市立函館図書館（旧本館）見学会